

令和8年度 鳥取県会計年度任用職員（土木監視員）採用試験募集案内

◆鳥取県西部総合事務所米子県土整備局 維持管理課◆

〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地（鳥取県西部総合事務所 3館3階）

電話(0859)31-9779 <https://www.pref.tottori.lg.jp/s-sougou-kendo/>

1 受付期間・試験日時・試験会場・合格者発表日

受付期間	令和8年1月19日（月）～令和8年1月30日（金）（必着） ◎持参、郵送どちらでも申込みできます。 ◎郵送の場合は、令和8年1月30日（金）必着とします。 ◎持参による場合の受付時間 午前9時から午後5時まで (土・日曜日及び祝日は閉庁日のため受け付けておりません。)
試験日時	令和8年2月6日（金） 午前9時30分から ◎別途人物試験開始時刻を連絡しますので、開始時刻の10分前までには控え室へお越しください。
試験会場	鳥取県西部総合事務所 会議室（鳥取県米子市糀町一丁目160番地） ◎集合場所 第33会議室（3号館1階）
合格者発表日	令和8年2月12日（木）（予定）※受験者に書面にて合否を通知します。

2 募集職種・採用予定者数・職務内容・配属先

職種	採用予定者数	職務内容	配属先
土木監視員	1名	1. 河川、港湾、海岸、砂防指定地等を巡視し、異常事象、違反行為等を監視する。 2. 砂利採取場、採石場を巡視し、異常事象、違反行為等を監視する。	西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課

3 受験資格

(1) 年齢、性別を問いません。

(2) 次の要件のすべてに該当する人

- 普通自動車運転免許証を取得していること。
- 土木に関する業務経験が1年以上あること。

※書類選考（履歴書、職務経歴書の確認）の結果、受験資格に該当しない方には2月4日（水）までに電話又は文書でご連絡します。

(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条等の規定により地方公務員となることができない人は受験できません。

- 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人が鳥取県職員として懲戒免職処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人
- 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

・地方公務員法附則（平成11年12月8日法律第151号）による経過措置としての準禁治産者

(4) 日本国籍を有しない人については、活動に制限のない在留の資格を取得している人又は採用日前日までにこの資格を取得する見込みの人に限り受験できます。

また、日本国籍を有しない人は、公権力の行使に該当する業務（許認可事務、補助金等業務等）には就くことができません。

4 求める人材

- パソコンを使用し簡単な文書作成ができること
(ワード、エクセル等を使用して、監視結果の報告書を作成していただきます。)
- 土木に関する一般的な知識があること。

5 試験内容

試験種目	配点	内容
人物試験	300点	個別面接による人物についての口述試験（約15分） (試験の際、土木に関する一般的な知識についても確認します。)

6 任用期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日（予定）

7 勤務条件（予定）

給与	<p>○報酬 日額9,770円 ※上記金額は、現段階における予定額です。採用時までに制度改正又は給与改定があった場合はそれにあります。 ※採用前の職務歴によっては加算される場合があります。（上限：日額11,320円） ※県一般職の給与月額の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○期末手当 期末手当：報酬の月額相当額の2.241月分（6ヶ月期：1.1205月分、12ヶ月期：1.1205月分） 勤勉手当：勤務成績に応じて支給 ※在職期間に応じて所定の割合を乗じて額を支給します。 (例：令和8年4月1日採用の場合の割合 6ヶ月期：100分の30 12ヶ月期：100分の100) ※県一般職の給与月額の改定に準じて改定するため、任期途中に改定する場合があります。</p> <p>○費用弁償（通勤手当） 通勤距離片道2キロ以上の場合に支給します。（届出のあった翌月から支給） 交通機関利用者は、定期券と回数券のうち、通勤回数に応じた安価な方の額により、1月当たり150,000円を限度額として支給します。 自家用車等使用者は、使用距離に応じて、月額1,376円から42,985円までの範囲内で支給します。 ※制度改正があった場合は、それによります。</p>
福利	健康保険（地方公務員共済）、厚生年金保険、雇用保険対象、公務災害（配置所属により労災）対象 ※加入条件を満たす場合に限ります。
休暇	次に掲げる休暇を取得できます。 (1)年次有給休暇 任用期間等に応じた年次有給休暇（最大1年間に10日）が付与されます。 (2)特別休暇等 公民権の行使、忌引、産前・産後（各8週）などの特別休暇等があります。 ※有給休暇と無給休暇があります。
勤務日及び勤務時間	1か月17日 午前8時30分から午後5時15分まで
任用の期間	従事業務が翌年度も継続された場合に限り、勤務成績その他の事情を踏まえ、翌年度も再度任用されることがあります（再度の任用4回まで）。

8 受験申込手続

提出書類等	(1)顔写真を貼付した履歴書（市販のJIS規格）1部 (2)過去に従事した土木業務についての職務経歴書（様式任意）1部 ※具体的な業務内容等を記載すること。 (3)運転免許証の写し 1部 【履歴書記載上の注意】 <ul style="list-style-type: none">記載事項に不正があると受験が無効となる場合があります。現住所は棟、号室まで正確に記載してください。電話番号については、採用に係る連絡を電話により行いますので、携帯電話をお持ちの方は可能な限り携帯電話番号も記載してください。封筒表に「会計年度任用職員（土木監視員）受験申し込み」と朱書きで記載してください。
申込先	〒683-0054 鳥取県米子市糀町一丁目160番地 鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局 維持管理課（担当：西村）あて 電話（0859）31-9779
受験票の交付	受験票は発行しませんので、受験申込みのうえ、試験日の試験開始10分前までに控室へお越しください。

※提出書類等は返却しませんので、あらかじめご承知ください。

9 合格者の決定方法

- (1) 人物試験の得点の高い順に合格者及び補欠合格者を決定します。
ただし、得点が一定の水準を満たさない場合は不合格とします。
- (2) 補欠合格者は、合格者の採用辞退又は取消等による場合や補欠合格の有効期間内で欠員が発生した場合に順次採用します。

10 合格者の発表

試験結果の発表については、受験者全員に書面で通知することにより行います。

11 試験結果の開示

この採用試験の結果は、鳥取県個人情報保護条例（令和4年鳥取県条例第29号）第14条第1項の規定により指定された窓口で開示を請求することができます。

なお、電話、はがき等による請求では開示できませんので、**受験者本人（ただし、受験者本人が未成年の場合
は法定代理人も可）**が直接開示場所へおいでください。

その際、運転免許証、学生証等写真により受験者本人が確認できるものを持参してください。

開示請求ができる者	開示の内容	開示期間	開示場所
受験者本人又は法定代理人	試験結果、得点及び順位	合格発表日から1月間	鳥取県西部総合事務所 米子県土整備局維持管理課

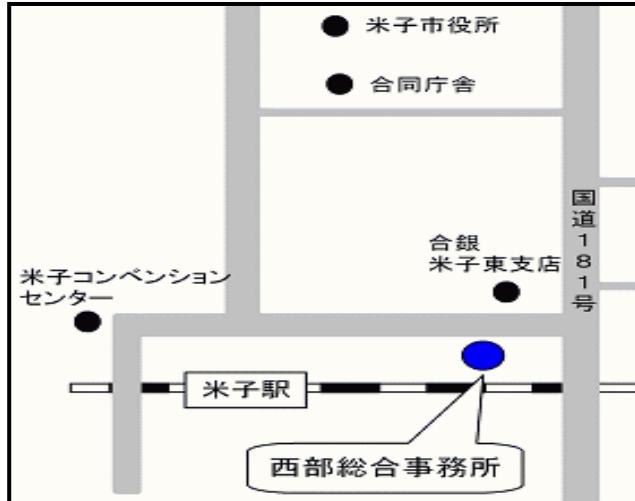
12 試験に関する注意事項

試験当日は、試験開始時刻までに必ず試験会場に入室してください。（遅刻者は受験できません。）

13 個人情報の取扱い

本試験に関して収集した個人情報については、本試験の選考、合格決定通知書の発送及び採用手続き以外には利用しません。

14 試験会場案内



※ J R 米子駅より徒歩約10分